

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）地場の美容室、観光施設、特産品生産者等と連携し、新しい商品開発や共同プロモーションを展開。特に北海道の素材を活かした化粧品 OEM 開発においては、販路やノウハウを共有しながら協業体制を構築しています。
- b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）業務効率化を目的に、OEM先や取引サロンへの受発注システム導入支援を行っています。今後は簡易的な在庫共有や売上集計ツールの提供も検討し、IT活用による生産性向上に寄与します。
- c. 専門人材マッチング 地域金融機関や産業支援機関と連携し、化粧品製造・商品企画・海外展開などの分野で外部専門人材との接点を設けています。今後は美容師とメーカー間の人材交流の仕組みづくりにも着手します。
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）道産原料の積極採用と簡易包装による廃棄物削減を推進。製造工程では低温処理を活用した省エネ型の生産を行い、OEM先とも製造ロス削減の共有目標を設定しています。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）美容師・工場スタッフの心身の健康維持を目的に、月1回の体調ヒアリングを実施。協力企業に対しても福利厚生制度やシフトの工夫に関する事例共有を行い、持続可能な就労環境を支援しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

美容・観光・地場産業との連携強調タイプ

美容業界、観光産業、地場原料の生産者など多様な業種と連携し、当社が関わるサプライチェーン全体において、持続可能な商慣行とフェアな価格形成を推進します。また、地域資源を活用した製品づくりのなかで発生した利益については、原料提供者やOEMパートナーとも利益を共有する考えのもと、公正な取引慣行を実践します。

2025年6月8日

株式会社 MARVELOUS. 代表取締役 志水 洋一

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。